

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日
が休む
ると
たの
翌日)

目 次

◇ 規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十七号)中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の緑が丘第五団地に関する部分及び別表第二の改正規定の施行期日は、昭和五十一年十二月二十八日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第七十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「条例第九条の二」を「県営住宅」に改める。
別表の第一種県営住宅の表の立川町二丁目の項から余子第一の項までを次のように改める。

浜坂第十一	七、三〇〇円	河崎	九、〇〇〇円
浜坂第九	七、三〇〇円	網代港第二	一〇、七〇〇円
上粟島第一	八、九〇〇円	面影第五	九、三〇〇円
誠道第七	七、五〇〇円	面影第四	一〇、一〇〇円
三柳第十四	七、三〇〇円	面影第三	九、三〇〇円
上井第七	七、三〇〇円	福守第五	九、一〇〇円
誠道第五	七、九〇〇円	境港第一	九、九〇〇円
三柳第十一	八、七〇〇円	上粟島第七	九、六〇〇円
浜坂第七	七、九〇〇円	面影第二	九、六〇〇円
上井第五	七、三〇〇円	面影第一	八、〇〇〇円
三柳第六	八、五〇〇円	上粟島第六	七、八〇〇円
浜坂第四	八、五〇〇円	上粟島第五	七、八〇〇円
上井第三	七、九〇〇円	福守第三	七、七〇〇円
浜坂第二	七、九〇〇円	上粟島第四	九、二〇〇円
上井第一	七、八〇〇円	上粟島第二	七、四〇〇円
浜坂第一	八、四〇〇円	福守第一	七、三〇〇円

境港第二	一〇、九〇〇円
面影第六	一〇、四〇〇円
福守第六	一一、九〇〇円
末恒第一	一四、三〇〇円
緑が丘第一	一一、三〇〇円
赤碓港第二	一一、三〇〇円
青木第一	一四、三〇〇円
余子第一	一一、九〇〇円

別表の第一種県営住宅の表の青木第五の項の次に次のように加える。

緑が丘第五	一九、六〇〇円
-------	---------

別表の第二種県営住宅の表の湯所町第二の項から成美第三の項までを次のように改める。

湯所町第二	四、五〇〇円
湯所町第三	四、五〇〇円
緑町第一	三、七〇〇円
ひばりが丘第一	三、一〇〇円

ひばりが丘第二	三、一〇〇円
小松が丘	三、一〇〇円
東町	四、五〇〇円
葉師町第一	四、五〇〇円
湯所町第四	四、九〇〇円
馬場町	四、五〇〇円
湖山町第二	五、四〇〇円
清水	五、一〇〇円
高松第一	四、五〇〇円
高松第二	五、〇〇〇円
住吉第二	五、三〇〇円
住吉第三	五、〇〇〇円
湖山町第五	五、〇〇〇円
高松第四	五、四〇〇円
福原第一	六、四〇〇円

三柳第五	三柳第四	美穂第一	東伯第二	三柳第三	三柳第二	東浜第六	八幡第五	八幡第四	東浜第五	八幡第三	八幡第二	丸山	八幡第一	福原第二	高松第五
六、一〇〇円	六、一〇〇円	五、六〇〇円	五、三〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	七、一〇〇円	五、六〇〇円	五、一〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	六、七〇〇円	六、一〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円	五、四〇〇円
三柳第十	三柳第九	上井第六	浜坂第六	浜坂第五	陰田第一	三柳第八	三柳第七	高城	三明寺	美穂第二	網代港第一	上井第四	浜坂第三	上井第二	誠道第四
六、二〇〇円	六、三〇〇円	五、八〇〇円	六、三〇〇円	五、七〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	五、六〇〇円	五、六〇〇円	五、五〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円	六、一〇〇円

宝木	五、九〇〇円
庄内	五、七〇〇円
高草第二	七、三〇〇円
隼	六、九〇〇円
東郷	六、九〇〇円
浦安第二	六、九〇〇円
成美第二	六、六〇〇円
高草第三	八、九〇〇円
白浜	一三、八〇〇円
緑が丘第一	八、七〇〇円
小鴨	八、二〇〇円
浦安第三	七、九〇〇円
成美第三	七、六〇〇円

附 則

1 この規則は、昭和五十二年一月一日から施行する。ただし、別表の改正規定の中第一種県営住宅の表の緑が丘第五団地に関する部分は、昭和五十一年十二月二十八日から施行する。

第一種県営住宅	三、四〇〇円
立川町二丁目	四、一〇〇円
富士見町	四、四〇〇円
湯所町第一	四、五〇〇円
日ノ出町	四、五〇〇円
明治町第一	四、五〇〇円
明治町第二	四、五〇〇円
皆生第一	五、一〇〇円
皆生第二	三、四〇〇円
花町	四、六〇〇円
川下町	四、六〇〇円
皆生第三	四、九〇〇円

2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる県営住宅に入居している者に係る当該県営住宅の家賃は、昭和五十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）別表の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる額とする。

三柳第一	東浜第四	東浜第三	東浜第二	東浜第一	福原第三	高松第三	ひばりが丘第三	緑町第二	湖山町第四	湖山町第三	住吉第一	湖山町第一	福吉町	薬師町第二	皆生第四
七、四〇〇円	七、二〇〇円	七、〇〇〇円	六、七〇〇円	六、三〇〇円	六、〇〇〇円	四、八〇〇円	三、六〇〇円	四、〇〇〇円	四、八〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円	四、四〇〇円	四、七〇〇円	五、二〇〇円	三、四〇〇円
湯所町第二	第二種県営住宅	網代港第二	上粟島第一	誠道第五	三柳第十一	三柳第六	浜坂第四	上井第三	浜坂第二	上井第一	浜坂第一	誠道第三	東伯第一	誠道第二	誠道第一
三、二〇〇円		一〇、四〇〇円	八、八〇〇円	七、八〇〇円	七、八〇〇円	七、八〇〇円	八、〇〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	七、七〇〇円	七、九〇〇円	七、五〇〇円	七、〇〇〇円	七、五〇〇円	七、一〇〇円

湯所町第三	三、二〇〇円
緑町第一	一、九〇〇円
ひばりが丘第一	一、六〇〇円
ひばりが丘第二	一、六〇〇円
小松が丘	一、六〇〇円
東町	三、四〇〇円
薬師町第一	三、二〇〇円
湯所町第四	三、二〇〇円
馬場町	三、二〇〇円
湖山町第二	三、一〇〇円
清水	三、一〇〇円
高松第一	二、四〇〇円
高松第二	三、二〇〇円
住吉第一	三、一〇〇円
住吉第三	二、五〇〇円

湖山町第五	二、八〇〇円
高松第四	四、一〇〇円
福原第一	四、五〇〇円
高松第五	四、〇〇〇円
福原第二	四、〇〇〇円
八幡第一	四、五〇〇円
丸山	五、一〇〇円
八幡第二	四、七〇〇円
八幡第三	四、七〇〇円
東浜第五	五、一〇〇円
八幡第四	五、〇〇〇円
八幡第五	五、一〇〇円
東浜第六	五、三〇〇円
三柳第二	五、三〇〇円
三柳第三	五、六〇〇円
東伯第二	四、八〇〇円

倉田	三柳第十	三柳第九	浜坂第六	陰田第一	三柳第八	三柳第七	高城	網代港第一	上井第四	浜坂第三	上井第二	誠道第四	三柳第五	三柳第四	美穂第一
五、七〇〇円	五、七〇〇円	五、八〇〇円	六、〇〇〇円	五、七〇〇円	五、七〇〇円	五、八〇〇円	五、六〇〇円	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、六〇〇円	六、〇〇〇円	五、六〇〇円	五、七〇〇円	五、八〇〇円	五、五〇〇円

湯所町第一	富士見町	立川町二丁目	第一種県営住宅	賀露港	誠道第六	手間	赤碓港第一	田後港	泊港	隼	白浜
六、七〇〇円	六、二〇〇円	五、一〇〇円		五、八〇〇円	五、四〇〇円	五、八〇〇円	五、九〇〇円	六、五〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	一三、三〇〇円

3 この規則の施行の日の前日において現に次の表の上欄に掲げる県営住宅に入居している者に係る当該県営住宅の家賃は、昭和五十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、改正後の規則別表の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる額とする。

日ノ出町	六、七〇〇円	小松が丘	二、四〇〇円
明治町第一	六、七〇〇円	湯所町第四	四、六〇〇円
明治町第二	六、七〇〇円	湖山町第二	四、五〇〇円
皆生第一	七、〇〇〇円	清水	四、五〇〇円
花町	六、八〇〇円	高松第一	三、七〇〇円
川下町	六、八〇〇円	高松第二	四、六〇〇円
皆生第三	六、九〇〇円	住吉第二	四、五〇〇円
薬師町第二	七、一〇〇円	住吉第三	三、八〇〇円
福吉町	六、八〇〇円	湖山町第五	四、二〇〇円
湖山町第一	六、七〇〇円	高松第四	五、一〇〇円
住吉第一	六、七〇〇円	福原第一	五、五〇〇円
湖山町第三	五、六〇〇円	高松第五	五、〇〇〇円
湖山町第四	六、九〇〇円	福原第二	五、〇〇〇円
第二種県営住宅		八幡第一	五、五〇〇円
緑町第一	二、八〇〇円	八幡第二	五、七〇〇円
ひばりが丘第一	二、四〇〇円	東浜第六	六、三〇〇円
ひばりが丘第二	二、四〇〇円		